

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）交付要綱

（通 則）

第1条 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）については、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この助成金は、最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項の地域別最低賃金をいう。以下同じ。）の引上げによって大きな影響を受ける業種について、その全国規模の事業主団体又は都道府県規模の事業主団体が行う業界として賃金底上げを図ることを目的とした取組に対し助成することにより、当該取組を支援するとともに、当該業種全体の賃金水準の底上げを図ることを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第3条 この助成金は、最低賃金の引上げによって大きな影響を受ける業種の全国規模の事業主団体又は都道府県規模の事業主団体が行う以下に掲げる事業（以下「助成事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象として厚生労働大臣が認める経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内で助成金を交付する。

一 環境整備推進事業

構成事業主の雇用する労働者の賃金底上げに資する取組として行う賃金改善の環境整備を行う事業

2 この助成金の交付額は、下の表の第1欄に定める実施主体ごとに、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

一 下の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める助成対象経費の実支出額を比較していずれか低い方の額を選定する。

二 前号により選定された額と総事業費から当該事業に係る収入額（寄附金を除く。）を控除した額と比較して少ない方の額を交付額とする。

1 実施主体	2 基準額	3 助成対象経費
全国規模の事業主団体	2,000万円	助成事業の実施に必要な経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、消耗品費、展示会等出展費、通信運搬費、原材料費、機械装置等費、試作・実験費及び委託費 ただし、原材料費、機械装置等費及び試作・実験費については、試作・開発を目的とするものに限る。
都道府県規模の事業主団体	1,000万円	

(申請手続)

第4条 助成事業を行う事業主団体（以下「助成団体」という。）は、この助成金の交付を受けようとするときは、様式第1号による申請書（以下「交付申請書」という。）を別途定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 助成事業の交付申請下限額は、実施主体が全国規模の事業主団体の場合は100万円、都道府県規模の事業主団体の場合は50万円とする。

(交付決定の通知)

第5条 厚生労働大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合、審査を行い、助成金を交付すべきと認めたときは、交付決定を行い、様式第2号による交付決定通知書を助成団体に送付するものとする。

2 厚生労働大臣は、前条第1項の規定による交付申請書が到達した日から起算して原則

として1月以内に交付の決定を行うものとする。

- 3 第3条第2項で定める算定方法により算出された交付額が前条第2項で定める交付申請下限額に満たない場合は、交付の決定は行わないものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することがある。

(申請の取下げ)

第6条 助成団体は、前条第1項の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第7条 助成団体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

- 第8条 助成団体は、事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第3号による申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(助成事業の中止又は廃止)

第9条 助成団体は、助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、様式第4号による申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 助成団体は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5号による報告書を厚生労働大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 助成団体は、助成事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣から要求があった場合は、速やかに様式第6号による状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(助成金の概算払)

第12条 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

第13条 助成団体は、助成事業を完了した場合は、その日から起算して1か月を経過した日（第9条により助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7号の報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合における報告書の提出期限について、厚生労働大臣の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

(助成金の額の確定等)

第14条 厚生労働大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第7号

－ 2 による交付額確定通知書を助成団体に通知する。

2 厚生労働大臣は、助成団体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して 20 日を経過した日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第 15 条 助成団体は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、様式第 8 号により速やかに、遅くとも助成事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、助成団体が全国的に事業を展開する組織の支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 厚生労働大臣は、第 9 条の助成事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 5 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

一 助成団体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく厚生労働大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 助成団体が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

三 交付の決定後に生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 厚生労働大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第3号に掲げる理由により取消し等をする場合を除く。）には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 助成団体は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、助成団体が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号の規定により、厚生労働大臣が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が30万円を超える機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 助成団体は、施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(助成金の経理)

第 19 条 助成団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 助成団体は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに助成事業の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産が 30 万円以上のものである場合は、当該期間を経過後、当該財産の処分が完了する日又は施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(附則)

1 この要綱の規定は、平成 29 年 6 月 9 日以後の申請から適用する。ただし、同日までに申請がなされたものの取扱いについては、なお、従前の例による。

平成〇年〇月〇日

厚生労働大臣 殿

住 所

助成団体名

代表者職氏名

印

平成〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）

交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 事業の目的及び内容
- 3 国庫補助金所要額調書（別紙）

（添付資料）

- 1 事業実施計画書
- 2 団体の定款、会則等
- 3 その他参考となる書類

平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）

交付決定通知書

助成団体

平成○年○月○日で申請のあった平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第1項の規定により、} \\ \text{第3項の規定により、修正の} \end{array} \right.$ うえ、 $\left. \right\}$ 次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成○年○月○日

厚生労働大臣 ○○ ○○

- 1 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、平成○年○月○日厚生労働省発基○第○号厚生労働事務次官通知の別紙「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第3条に定める事業であり、その内容は $\left\{ \begin{array}{l} \text{平成○年○月○日申請書記載のとおり} \\ \text{2及び3のとおり} \end{array} \right.$ である。
- 2 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更さ

れた場合において、事業に要する経費又は助成金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

- ・事業に要する経費 金 円
- ・助成金の額 金 円

3 助成金の額の確定は、交付要綱の第3条に定める交付額の算定方法により行うものである。

4 (助成団体名)は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱の定めるところに従わなければならない。

5 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成〇年〇月〇日とする。

※ 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業種別中小企業団体助成金)は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当するものと判断している。

平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業種別中小企業団体助成金)

追加交付決定通知書

助成団体

平成○年○月○日厚生労働省発基○第○号で交付決定した平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業種別中小企業団体助成金)については、平成○年○月○日の申請に基づき、決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知する。

平成○年○月○日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○

1 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、平成○年○月○日厚生労働省発基○第○号厚生労働事務次官通知の別紙「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業種別中小企業団体助成金)交付要綱」第3条に定める経費であり、その内容は

である。 { 平成○年○月○日申請書記載のとおり }
{ 2及び3のとおり }

2 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりである。

・事業に要する経費	金	円
内今回の増加額	金	円

・助成金の額 金 円
内今回の追加交付額 金 円

3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成〇年〇月〇日とする。

平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）

交付決定一部取消通知書

助成団体

平成○年○月○日厚生労働省発基○第○号で交付決定した平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）については、
執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により、
申請書に基づき、
の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知する。

平成○年○月○日

厚生労働大臣 ○○ ○○

- 1 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、平成○年○月○日厚生労働省発基○第○号厚生労働事務次官通知の別紙「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）交付要綱」第3条に定める経費であり、その内容は
平成○年○月○日申請書記載のとおり
2及び3のとおり
である。

2 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりである。

・事業に要する経費	金	円
内今回の減少額	金	円
・助成金の額	金	円
内今回の減少額	金	円

3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成〇年〇月〇日とする。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

団体名

代表者職氏名

印

平成〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）

変更申請書

平成〇年〇月〇日厚生労働省発基〇第〇号をもって交付の決定を受けた標記助成金について下記のとおり国庫補助の変更交付（追加・減額）、一部取消を受けたいので、下記の書類を添えて申請する。

記

1 国庫補助金（変更交付（追加）（減額）・一部取消）申請額 金 円

2 変更を受けようとする理由

3 国庫補助金所要額変更調書（別紙）

4 支出予定額変更内訳

今回変更申請金額：金 円

当初交付決定金額：金 円

差引（追加・減額）申請額：金 円

5 その他参考となる関係資料

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

団体名

代表者職氏名

印

平成〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）

事業中止・廃止承認申請書

平成〇年〇月〇日厚生労働省発基〇第〇号をもって交付決定を受けた平成〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）の助成対象事業について、
【中止
廃止】 したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 助成金の実績

交付決定額	助成金充当額	不用額
円	円	円

2 交付対象事業の中止又は廃止日

平成 年 月 日

3 事業を中止又は廃止する理由

厚生労働大臣 殿

住 所

団体名

代表者職氏名

印

平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）
事業完了予定期日変更報告書

平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）に係る事業完了予定期日の変更について、下記のとおり報告します。

記

1 事業完了予定期日

変更前 平成 年 月 日

変更後 平成 年 月 日

2 経費所要額

交付決定額 (交付決定年月日)	平成○年度 受入済額	平成○年度への 要繰越額	不用額
円 (平成○年○月○日)	円	円	円

3 予定の期間内に完了しない（助成事業の遂行が困難になった）理由

厚生労働大臣 殿

住 所

団体名

代表者職氏名

印

平成〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）
状況報告書

標記について、次の書類を添えて報告する。

1 国庫補助金執行状況

交付決定額	支出済額
円	円

2 その他参考となる書類

様式第7号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

団体名

代表者職氏名

印

平成〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）
事業実績報告書

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 国庫補助金精算書（別紙）
- 2 事業実施結果報告
- 3 事業実施効果検証
- 4 その他参考となる書類

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

団体名

代表者職氏名

印

平成〇年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成〇年〇月〇日厚生労働省発基〇第〇号をもって交付決定を受けた平成〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）

金 円

- 3 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。